

青森県公共事業に係る事前評価及び継続評価の実施に関する要綱

平成 15 年 9 月 5 日
改正 平成 16 年 4 月 1 日
改正 平成 20 年 7 月 1 日
改正 平成 22 年 4 月 16 日
改正 平成 23 年 8 月 8 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 この要綱は、県が実施する公共事業（以下「事業」という。）について、事業種別ごとに事業を実施する予定の箇所（区間、区域、地区その他の国庫補助事業等に係る採択区分単位をいう。以下同じ。）の優先度を検討する上で有用な情報を得るとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業を実施する予定の箇所に係る評価（以下「評価」という。）を行うことを目的とする。

(評価の対象)

第 2 評価の対象とする事業は、県が事業主体である事業であって、翌年度に実施を予定している箇所のうち、2年以上継続して実施する予定の箇所（以下「事業箇所」という。）を対象とする。ただし、次に掲げる事業に係る箇所を除く。

- (1) 災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業
- (2) 維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業
- (3) 公共事業再評価の対象となっている事業

(評価の実施主体)

第 3 評価は、事業箇所のうち新たに事業を実施する予定の箇所（以下「新規箇所」という。）を対象とする評価（以下「事前評価」という。）及びこれ以外の箇所を対象とする評価（以下「継続評価」という。）に区分し、その実施主体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1次評価
評価の対象となる事業箇所を所管する部局長が実施するものとする。
- (2) 2次評価
1次評価を踏まえ、新規箇所について公共事業事前評価会議が実施するものとする。

(評価の観点及び基準)

第 4 評価は、社会経済情勢（事業の必要性、有効性、優先性）、効率性等の観点から別紙 1 に定める基準により行うものとする。

- (1) 社会経済情勢
 - ア 必要性
 - (ア) 県民ニーズへの適合性
 - (イ) 県実施の妥当性又は上位計画との適合性
 - (ウ) 現状の課題又は将来の需要予測の把握状況
 - (エ) 手段の妥当性（代替案の検討状況）
 - イ 有効性
 - (ア) 県民満足度向上の視点から事業の実施によって得ようとしている成果
 - ウ 優先性
 - (ア) 事業実施の適時性
 - (イ) 地元の事業推進（協力）体制等の状況
- (2) 効率性
 - ア 費用対効果の状況

イ コスト縮減の検討状況

(3) その他

ア 環境影響への配慮

イ 地域の立地特性

(評価の実施)

第5 評価の実施主体は、事業箇所について、評価を行い、対応方針案を作成するものとする。

2 評価の結果及び対応方針は公表する。

(評価の実施の時期)

第6 評価は、財政課に対する翌年度予算に係る予算見積書提出前までに実施するものとする。

(評価調書)

第7 評価に用いる調書は、事前評価については別紙2「公共事業事前評価調書(個表)」及び別紙3「公共事業事前評価調書(総括表)」とし、継続評価については別紙4「公共事業継続評価調書(総括表)」とする。

(その他)

第8 この要綱に定めのない事項については、総合政策部長及び関係部局長が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成15年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。